

○島田市都市計画審議会条例

平成17年5月5日
条例第125号

(設置)

第1条 島田市は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条の2第1項の規定に基づき、同法によりその権限に属させられた事項を調査審議し、及び市長の諮問に応じ都市計画に関する事項を調査審議するため、島田市都市計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員16人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者及び市議会議員につき、市長が任命する。

3 市長は、前項に規定する者のほか、関係行政機関若しくは県の職員又は市民のうちから委員を任命することができる。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第4条 審議会は、特別の事項を調査審議するため、必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が任命する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置く。

2 会長は、学識経験者につき任命された委員のうちから、委員の選挙によって定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 会長は、会議の議長となる。

5 会長に事故があるときは会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行う。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ会議

を開くことができない。

- 3 会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審議会は、必要があるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、都市基盤部において処理する。
(平24条例2・平26条例36・一部改正)

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年5月5日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日以後に最初に第2条第2項及び第3項の規定により任命される委員の任期は、第3条第1項の規定にかかわらず、任命された日から平成19年3月31日までとする。

附 則 (平成24年2月29日条例第2号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年12月25日条例第36号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。